

# 訪問介護運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社イデアール（以下「事業者」という）が開設する訪問介護事業所もりの都（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護、介護予防訪問型サービス、事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員」という）が、要介護、要支援状態事業対象者にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護、介護予防訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問介護、介護予防訪問型サービスの基本方針として、訪問介護員等は、要支援、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問介護事業所 もりの都
- 2 所在地 金沢市野田4丁目86番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 兼務

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者、訪問事業責任者 1名以上常勤(介護福祉士)又は(介護職員基礎研修) 1名以上常勤(3年かつ540日以上の実務経験)

サービス提供責任者、訪問事業責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画等の作成・変更を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連

携に関すること。

- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

### 3 訪問介護員【28名】

常勤換算 2.5名以上

訪問介護員は、指定訪問介護、介護予防訪問型サービスの提供にあたる。

### 4 事務職員 1名以上

事務職員は、事業の実施にあたって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 無休
- 2 営業時間 24時間営業
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護、介護予防訪問型サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額、もしくは金沢市長が定める基準の額とし、指定訪問介護、介護予防訪問型サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とする。

- 1 身体介護
  - ① 動作介助・・・比較的手間のかからない介護(体位変換・水分補給等)
  - ② 身の回り介護・・・ある程度手間のかかる介護(部分清拭・排泄介助等)
- 2 生活援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市、白山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員は、指定訪問介護、介護予防訪問型サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置に講ずるとともに、管理者に報告をしなければならない

(虐待の防止における措置に関する事項)

第9条 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する。

(苦情処理について)

第10条

- 1 事業所は、提供した指定訪問介護、介護予防訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、苦情の内容を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護、介護予防訪問型サービスに対し、市町が行う文書その他の物件の提出、提示の求め又は市町村からの質問、照会に応じ、及び利用者からの苦情に対して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 4 事業所は、市町から求めがあった場合は、前項の内容を市町に報告する。
- 5 事業所は、提供した指定訪問介護、介護予防訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合において、必要な改善を行うこととする。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の内容を国民健康保険団体連合会に報告をする。

(緊急時等の対応について)

第11条

- 1 サービス実施中に、事故が発生した場合には速やかに関係市町、主治医、利用者の家族に連絡するとともに必要に応じて救急車の手配や最寄りの医療機関へ同行することとする。
- 2 訪問介護員により、利用者の財物を破損もしくは紛失した場合、利用者、家族と話し合いのもと、必要に応じて損害賠償などの措置に講じます。

(賠償責任保険加入)

- 3 サービス実施中に、事故発生が起こった場合、事故発生の対応マニュアルに沿い、管理者に報告すると同時に、専用の記録シートに状況を記入する
- 4 事業所は、訪問介護員から報告を受けた後、本人、家族に状況報告をする。

(損害賠償)

第12条

- 1 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 2 事業所は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うこととする。

(記録の整備について)

第13条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護、介護予防訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

- 1 訪問介護計画書、介護予防訪問型サービス計画書
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(衛生管理等について)

第14条

- 1 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

(その他の運営についての留意事項)

第15条

- 1 事業所は、すべての訪問介護員等（登録訪問介護員等を含む）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施する。また、研修計画は次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後1か月以内
  - ② 継続研修 年3回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員に対し、健康診断を定期的実施する。
- 3 訪問介護員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 6 費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

利用者の方からいただく利用者負担金は、別紙1『訪問介護事業所 もりの都 利用料金表』のとおりです。

### (2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、10km未満500円、

2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 10km以上800円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に、文書を渡し説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）にて受けることとします

### (3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用の前日までに、ご連絡下さい。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。

（但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です。

## （虐待の防止のための措置に関する事項）

第16条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者が担当する）を置くこと。

附 則 令和6年4月1日より 第16条追記